

平成二十一年六月五日受領  
答弁第四五五号

内閣衆質一七一第四五五号

平成二十一年六月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員保坂展人君提出国連広報センター不正経理問題と外務省の外国為替運用問題等に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員保坂展人君提出国連広報センター不正経理問題と外務省の外国為替運用問題等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「国際機関に対する外貨抛出に関する方針変更」については、外務省の関係部署において局長級までの適切な意思決定プロセスを経て平成十三年四月に決定されたものであり、右決定に基づき国際機関の分担金・抛出金の支出は支出官レート払いによる支払に順次変更された。

二の(1)から(3)までについて

支出関連文書から確認が可能な平成十六年度以降について、日本政府から国際機関への外貨抛出に当たり、国内送金を行った例はない。また、文部科学省は、東京国連広報センターを通じた国際連合(以下「国連」という。)に対する日本国政府全体の抛出について把握する立場にはなく、御指摘の国内送金についても承知していない。

二の(4)について

東京国連広報センターが管理するウェブサイトの記事内容について、政府としてお答えする立場にない。

三の(1)から(4)までについて

外務省において、国際機関への外貨抛出に際して外国為替の運用を行った事実及び差益を得た事実はない。

三の(5)について

一般的に、国際機関への抛出に当たっては、当該国際機関の指定する口座に送金することとしており、国連通常分担金については、現在、国連本部の指定を受けてニューヨークの国連本部口座に送金している。

四の(1)から(3)までについて

お尋ねについては、外務省において保有している文書からは確認できないため、直ちにお答えすることは困難である。